

比布町文化賞及び比布町文化奨励賞規則

(目的)

第1条 この規則は、比布町文化賞（以下「文化賞」という。）及び比布町文化奨励賞（以下「文化奨励賞」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(文化賞及び文化奨励賞)

第2条 比布町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、科学、芸術、教育等を通じ、本町文化の発展に著しく貢献した個人及び団体に対し、文化賞を贈る。

2 前項のほか、科学、芸術、教育等を通じ、本町文化の発展に貢献し、今後の活動が特に期待される個人及び団体に対し、文化奨励賞を贈る。

3 文化賞及び文化奨励賞は、賞状、記念品又は賞金とする。

(受賞候補者の推せん)

第3条 文化賞を受ける者は、その年の8月31日において本町に10年以上在住するもの又は活動している団体、文化奨励賞を受ける者は、その年の8月31日において本町に5年以上在住するもの又は活動している団体でなければならない。ただし、全国的に功績が認められる等特に評価に値する場合は、この限りでない。

2 受賞候補者を推せんしようとする者は次の事項を具した書類を教育委員会に提出しなければならない。

(1) 個人に関する事項

イ 住所、氏名、及び生年月日並びに比布町在住の年数

ロ 経歴

ハ 推せんする主な事績

ニ その他参考となる事項

(2) 団体に関する事項

イ 名称、所在地及び代表者の地位、氏名

ロ 組織及び沿革の概要

ハ 事業の目的及び内容

ニ 推せんする事績

ホ その他参考となる事項

(審議会)

第4条 文化賞及び文化奨励賞の授賞者選定の適正を期するため教育委員会に比布町文化賞審議会（以下「審議会」という。）を置き、委員は、社会教育委員をもって充てる。

2 審議会は教育委員会の諮問に応じて文化賞及び文化奨励賞候補者として推せんされた者並びに審議会において特に推せんせんとする者の事績について調査審議し、その適否についての意見及びこれに関し必要と認める事項を答申する。

3 前項に規定する審議を行うときはその候補の事績が本町の文化の発展に関し、著しく価値の高いものであり、かつ将来文化の健全な発達の基礎をなすものと認められるか否かの見地に立って行わなければならない。

(授賞者の決定)

第5条 授賞者の決定は、審議会の答申に基づき、教育委員会が行う。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年5月29日教育委員会規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。